

議案第 5 1 号

市川市行政組織条例の一部改正について

市川市行政組織条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 1 年 2 月 1 6 日提出

市川市長 千葉 光 行

市川市条例第 号

市川市行政組織条例の一部を改正する条例

市川市行政組織条例（昭和 4 9 年条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表危機管理部の項を削り、同表管財部の項の次に次のように加える。

危機管理部

- (1) 危機管理に係る事務の統括に関する事項
- (2) 防犯対策に関する事項

法務部

- (1) 法規及び争訟に関する事項
- (2) その他法務に関する事項

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

（市川市公文書公開条例の一部改正）

2 市川市公文書公開条例（平成 9 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 9 条第 8 項中「総務部」を「法務部」に改める。

(市川市個人情報保護条例の一部改正)

3 市川市個人情報保護条例(昭和61年条例第30号)の一部を次のように改正する。

第23条第7項及び第24条第8項中「総務部」を「法務部」に改める。

理 由

効率的かつ機能的な行政体制を整備するため行政組織を改めるほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。